

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画では、第8期計画の考え方を継承しつつ、地域包括ケアシステム¹のさらなる深化・推進を図るため、「高齢者が いつまでも 住み慣れた地域で ^{けんこう}健幸で安心して 暮らせるまち」を基本理念とします。

「住み慣れた」 地域の人々とともに、高齢者がその人らしく暮らしていく地域づくりをイメージします。

^{けんこう}「健幸」 高齢者が、健やかで幸せな生活を送ることができる地域づくりをイメージします。

また、令和2（2020）年3月の「久喜市『^{けんこう}健幸・スポーツ都市』宣言」と整合性を図っています。

「安心」 高齢者が、安心して暮らしていけるよう、様々なサービスを受けられる体制づくりをイメージします。

図表 久喜市^{けんこう}「健幸・スポーツ都市」宣言

都市と自然が調和する^{とわ}永久に喜び暮らせるこのまちで、私たち久喜市民は、誰もが輝き、健やかで幸せな生活を送ることを願います。

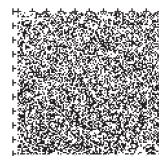
この願いを実現するため、私たちは健康づくりへの意識をさらに高め、一人ひとりが自分に合った運動やスポーツに親しみます。

そして、スポーツによる豊かなコミュニケーションを通じて、世代を超えて人と人がつながり、いきいきと暮らせる^{けんこう}「健幸・スポーツ都市」を目指すことをここに宣言します。

- 一 適度な運動、適量でバランスの良い食事、規則正しい生活習慣を実践する『健康なまち』を目指します。
- 一 運動やスポーツを通じて、新たに挑戦する勇気と継続する強い意志を養う『常に発展するまち』を目指します。
- 一 運動やスポーツに親しみ、他人を敬う謙虚な姿勢と仲間を思いやる優しい心を育む『強い絆のまち』を目指します。
- 一 とともに身体を動かして、『笑顔あふれる躍動するまち』を目指します。



令和2年3月8日

¹ P.1 参照。



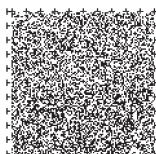
第2節 基本目標

本計画の基本理念やこれまでの取り組み、市民のニーズ等を踏まえ、次のとおり基本目標と施策の方向性を定めます。

基本目標 1 地域の包括支援体制を整える  	1 地域ケア会議¹の推進 地域ケア会議の開催を通じて、医療・介護の多様な職種、機関との連携協働による地域支援ネットワークの構築や地域課題解決のための検討につなげていく体制の整備を進めます。
	2 地域包括支援センター²の体制強化 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図りながら、包括的・継続的なマネジメントを行うとともに、高齢者や家族が抱える悩みや問題に対して総合的に支援するため、体制の強化を図ります。
	3 地域における支え合い活動の推進 高齢者が身近な地域でいきいきと暮らせるよう、地域住民や高齢者自身の活動によって高齢者の生活を支え合える仕組みを推進します。
	4 在宅医療・介護連携の推進 関係機関等と連携して、在宅医療の充実と医療・介護間の円滑な連携ができるよう、情報共有の支援、地域住民への普及啓発を実施します。
	5 認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立を踏まえ、国や県の動向に合わせた認知症施策の推進を図ります。認知症になっても地域で自分らしく暮らせる社会を目指し、認知症高齢者・家族のための相談・支援体制の強化や地域での見守り体制の構築、通いの場の拡充、社会への普及啓発に取り組みます。 また、高齢者福祉部門と障がい者福祉部門との適切な連携による切れ目のない支援を行うとともに、若年性認知症への支援や社会参加支援のほか、教育等他の分野とも連携した取り組みを進めます。

¹ P. 3 参照。

² P. 45 参照。



基本目標2
健康でいきいきとした暮らしを支える



1 生きがいづくりの推進と就労支援

高齢者のスポーツ・レクリエーション活動や学習活動・ボランティア活動などを進めるとともに、関係機関と連携し、就労意欲のある高齢者の就労支援に努めます。

2 社会参加活動の支援

高齢者が活動的で生きがいに満ちた生活が送れるよう、彩愛クラブ（老人クラブ）や地域住民とのふれあい活動、市内の小・中学校の児童・生徒との世代間交流などを推進します。

3 健康長寿のための健康づくりの推進

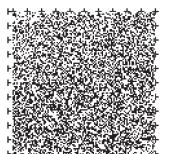
介護予防に関する知識の普及啓発や介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。高齢期における健康づくりについて「第3次久喜市健康増進・食育推進計画 第2次久喜市自殺対策計画」等、関係施策との連携を図ります。

4 高齢者福祉サービスの充実

ひとり暮らしの高齢者などの自立支援や要介護状態への進行を防ぐためのサービス又は在宅で寝たきりなどの要介護者の生活支援のためのサービスを充実します。

5 高齢者の居住安定に係る施策との連携

地域で尊厳のある生活を実現するため、高齢者それぞれの状況にあった必要なサービスが提供されるよう、医療・介護の提供体制の整備について住宅や居住に係る施策との連携を図ります。



基本目標3
安心・安全で誰もが
住みやすいまちをつ
くる



1 高齢者の権利擁護¹・虐待防止

高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援を行うため、地域包括支援センター²を中心に相談・支援体制を強化するとともに、関係機関や介護サービス提供事業所等と連携し、高齢者虐待等の早期発見に努めます。

また、関係機関と連携し、成年後見制度³の利用促進や防犯・消費者トラブル等の相談体制の充実を図ります。

2 災害対策・単身高齢者等対策の推進

災害の発生や感染症の流行に備え、高齢者など要援護者の被害が最小限となるよう、地域の関係機関等と連携して支援対策の充実を図ります。

また、ひとり暮らしの高齢者などが地域で安心して生活できるよう、各種の高齢者福祉サービスや地域の見守り体制の充実を図ります。

3 感染症に対する備え

感染症発生時においても介護保険サービス提供事業所等がサービスを継続できるよう、関係機関と連携し、支援体制を整備します。

4 高齢者にやさしいまちづくり

バリアフリー⁴、ユニバーサルデザイン⁵に配慮した公共施設の整備等に努めます。

また、各種公共交通の利便性向上について、関係機関と連携しながら、高齢者が外出しやすいまちづくりに努めます。

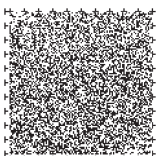
¹ P. 42 参照。





² P. 45 参照。

³ P. 35 参照。

⁴ P. 42 参照。

⁵ あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

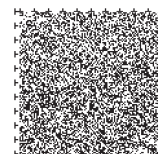


<p>基本目標4 介護サービスを確保し、住み慣れた地域での暮らしを守る</p> <div data-bbox="344 439 528 618"> <p>2 飢餓をゼロに</p>  </div> <div data-bbox="344 629 528 808"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div data-bbox="344 819 528 999"> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  </div> <div data-bbox="344 1010 528 1189"> <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  </div>	<p>1 介護保険施設・サービスの充実 これまでの利用実績を踏まえ、需要に応じた介護保険施設等の整備目標を定め、介護保険サービスを提供します。</p> <p>2 地域支援事業¹の充実 地域で生活する高齢者が、要支援・要介護状態にならないように介護予防を推進し、要介護状態等になった場合においても、その軽減や悪化防止を図ります。 また、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、本市が実施主体となり要介護者やその家族を支援する事業に取り組みます。</p> <p>3 自立支援・重度化防止等に向けた取り組み ケアマネジャー²や介護保険サービス提供事業所等による利用者への適切な介護予防ケアマネジメント³の提供や住民主体の介護予防事業を支援します。 また、高齢者が本人の状態に応じて必要なりハビリテーションが利用できるよう取り組みます。</p> <p>4 介護保険サービスの質の確保と向上・人材の確保と育成 質の高い介護保険サービスの提供及び適正な運営が図られるよう、介護保険サービス提供事業所等への指導監督を行います。 また、利用者への積極的な情報提供に努めます。 人材の確保については、少子高齢化の加速を見据え、介護職員の処遇改善、人材の確保・育成の支援等に取り組みます。</p>
--	---

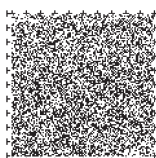
¹ 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

² P.3 参照。

³ 高齢者が要介護の状態になるのをできる限り防ぎ、介護が必要な状態になった場合でも、それ以上悪化しないように支援を行うサービスのこと。

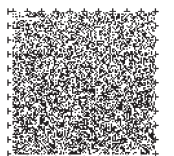


図表 施策体系



主な取り組み

地域ケア会議の推進
地域包括支援センターの体制強化
地域における支え合い活動の推進
在宅医療・介護連携の推進
認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発
(1) 高齢者大学の開設 (2) 高齢者スポーツ・レクリエーション活動の推進 (3) 高齢者の就労支援
(1) 彩愛クラブ(老人クラブ)への支援 (2) 地域住民とのふれあい活動・ボランティア活動 (3) 多世代間交流の推進
健康長寿のための健康づくりの推進
(1) 高齢者の生活支援のための事業 (2) 高齢者の安心のための事業 (3) 高齢者の生活を支える高齢者福祉施設等のサービス
高齢者の居住安定に係る施策との連携
(1) 高齢者虐待の防止 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 防犯・消費者保護などの対策 (4) 多様な相談体制の整備 (5) 苦情に対する対応
(1) 地震などの災害に備える対策 (2) 災害時要援護者支援の充実 (3) 単身・高齢者のみ世帯の安心を確保する対策
感染症に対する備え
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (2) 高齢者の外出を支える公共交通の維持・充実など
(1) 介護サービスの量の見込み (2) サービス基盤の整備目標
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 (2) 包括的支援事業 (3) 任意事業
(1) 介護予防ケアマネジメント (2) 住民主体による介護予防事業の実施 (3) リハビリテーションサービス提供体制の構築
(1) 相談・支援体制の強化 (2) 人材確保の支援と業務の効率化 (3) 介護サービス情報の公表 (4) 介護サービス事業への適正な指導・監督 (5) 介護保険給付適正化の取り組み

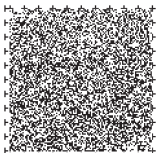
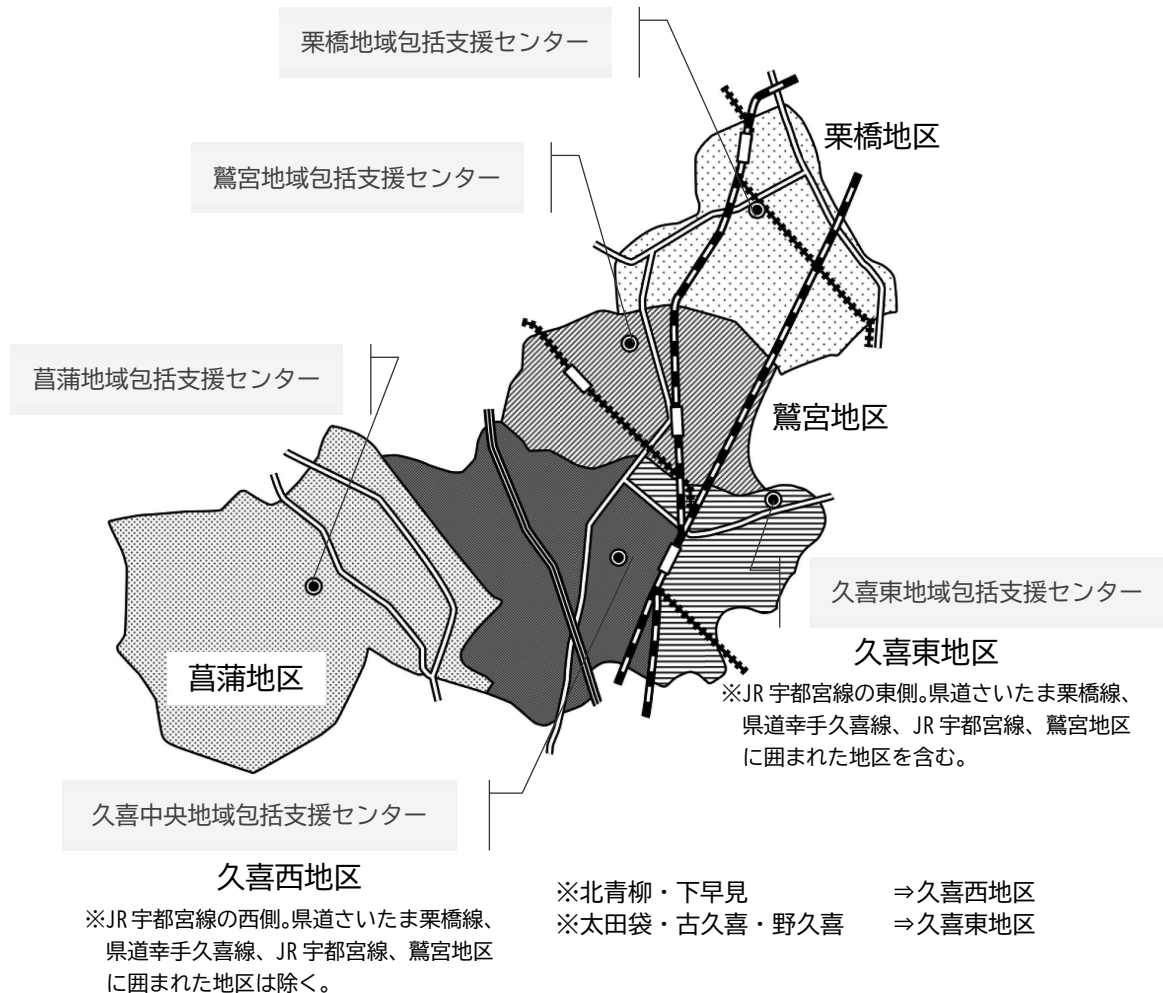


第3節 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域です。本市の日常生活圏域は、第8期計画と同様、久喜西地区、久喜東地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区の5圏域を設定し、地域のニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。

図表 久喜市の日常生活圏域



(2) 地域包括支援センターの設置

本市では、地域包括支援センター¹を5圏域それぞれに設置しています。本計画期間においても、この5か所を高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、その高齢者と家族等を支える拠点として位置付けます。

¹ P.45 参照。

